国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

令和　７年　７月　３日

国土交通省　東北地方整備局
成瀬ダム工事事務所

「令和７年度 成瀬ダム建設事業マネジメント委員会」を開催します

雄物川水系成瀬川で進めている成瀬ダム建設事業の事業費等を適切に監理するため、進捗状況や工程、コスト縮減策の実施状況について、学識者等の意見を伺う「成瀬ダム建設事業マネジメント委員会」を開催します。

【委員会の日時等】

開催日時：令和７年７月７日（月）　現地視察　１３：００～１５：１０
委 員 会　１５：２０～１７：００

会　　場：成瀬ダム工事事務所（別添①）

次　　第：別添②のとおり

【傍聴及び報道取材について】

- 受付は 15 時から会場入口で行います。
- 現地視察は非公開、委員会は別添② 次第の「５ 議事（２）」まで公開にて行います。ただし、カメラ撮りは別添② 次第の「３ 委員紹介」までとさせていただきます。
- 委員会終了後、17 時頃より報道関係者を対象に、議事概要を説明させていただきます。
- 傍聴を希望される方は、別添⑤申込用紙に記載の上、７月４日 12:00 までにメールまたは FAX にてお申し込みください。

添付資料：①会場位置図、②次第、③委員名簿、④「成瀬ダム建設事業マネジメント委員会」に関する傍聴規定、⑤委員会傍聴申込書、⑥成瀬ダム展望台位置図

発表記者会：秋田県政記者会、横手記者会、秋田魁新報社大曲支局・湯沢支局
日刊秋田建設工業新聞、建設新聞社秋田支局

問い合わせ先
国土交通省　東北地方整備局　成瀬ダム工事事務所
〒019-0801　秋田県雄勝郡東成瀬村田子内字宮田９７－１
電話番号：０１８２－２３－８４５０（代表）
副 所 長　釜台（かまだい）　健（たけし）　（内線２０４）

成瀬ダム工事事務所ホームページにも掲載しております。

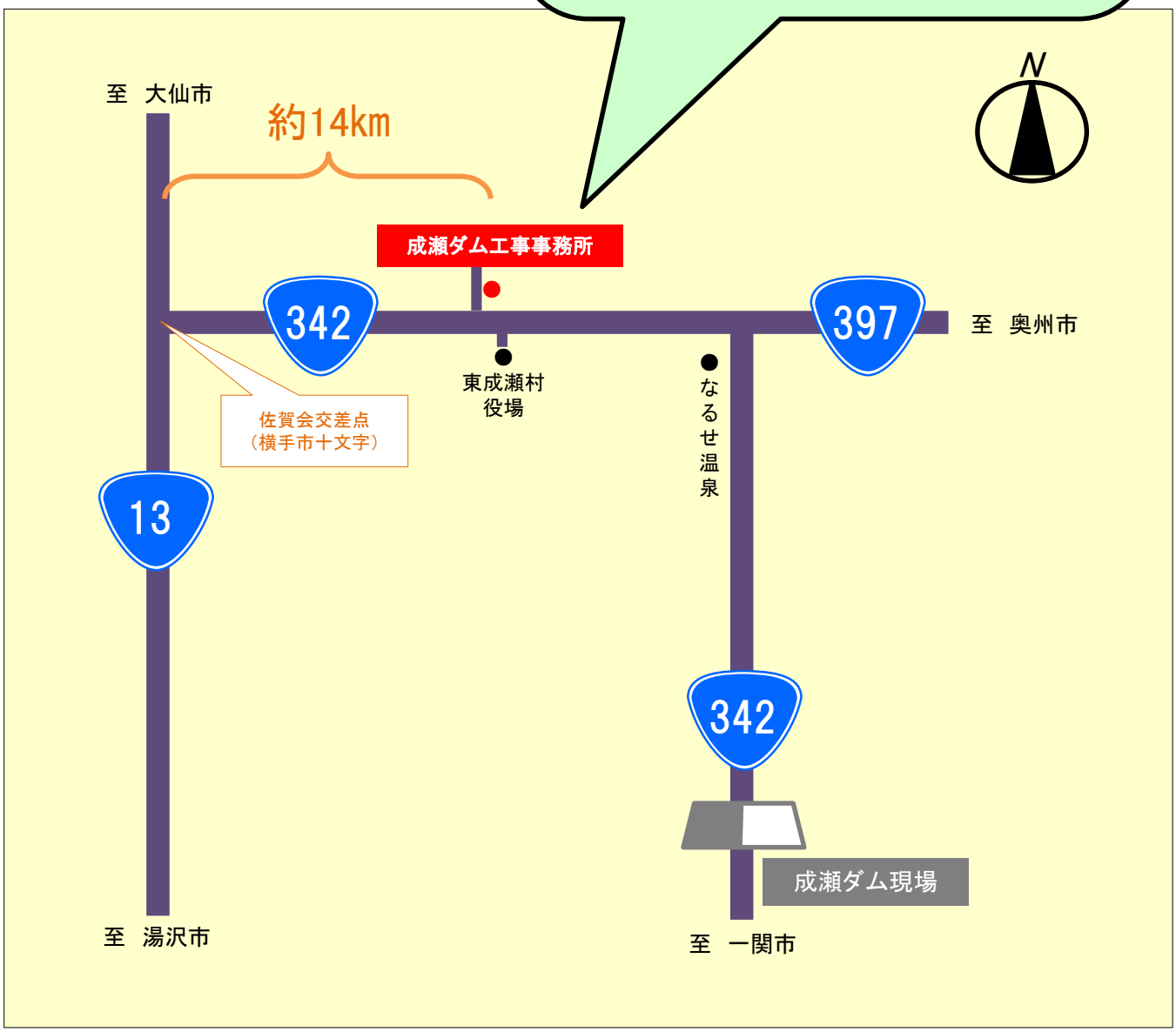
http://www.thr.mlit.go.jp/narusedam/

【委員会会場】

別添①

会場位置図





■成瀬ダム工事事務所 1階 大会議室
秋田県雄勝郡東成瀬村田子内字宮田97－1

別添②

令和７年度　成瀬ダム建設事業マネジメント委員会

日時：令和７年７月７日（月）
15:20～17:00

会場：成瀬ダム工事事務所
１階 大会議室

次　　第

１　開　　会

２　成瀬ダム工事事務所長　挨拶

３　委員紹介

４　成瀬ダム建設事業の概要及び前回委員会の意見と対応

５　議　　事

（１）成瀬ダム建設事業の事業監理

（２）令和６年度事業実施状況

（３）令和７年度事業計画

（４）その他

６　閉　　会

別添③

成瀬ダム建設事業マネジメント委員会　委員名簿

令和7年4月

委員		氏名	所属	役職
学識者	治水	松冨 英夫	秋田大学	名誉教授
	経済	沼倉 雅枝	沼倉雅枝公認会計士税理士事務所	公認会計士・税理士
ダム専門家		櫻井 寿之	国土交通省 国土技術政策総合研究所	大規模河川構造物研究室長
利水者	上水道	栗林 恒人	湯沢市建設部	建設部長
		菊池 覚也	横手市上下水道部	上下水道部長
		小林 孝至	大仙市上下水道局	上下水道局長
	発電	成田 直幸	秋田県産業労働部	公営企業課発電所建設室長
秋田県		高杉 英幹	秋田県建設部	河川砂防課長

別添④

令和７年度「成瀬ダム建設事業マネジメント委員会」に関する傍聴規定

１．「成瀬ダム建設事業マネジメント委員会」は、会議について公開とする。
２．会議の公開は、会議の傍聴を認めることにより行うものとする。
３．会議の傍聴は、次に定めるところにより実施するものとする。
（１）傍聴人は、一般傍聴人と報道関係者とする。
（２）傍聴席は、一般傍聴人席と報道関係者席に区分するものとする。
（３）一般傍聴人の定員は、会場の状況により委員長が判断するものとする。
（４）次の事項に該当する者は傍聴席に入ることができない。
ア 危険な物を携帯している者
イ 張り紙、ビラ、プラカード、のぼりの類を携帯している者
ウ 酒気を帯びていると認められる者
エ その他、委員会の会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者
（５）傍聴人は、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。
ア 委員会の会議における言論に対し、拍手その他により公然と可否を表明しないこと。
イ 騒ぎ立てる等、委員会の会議を妨害しないこと。
ウ 鉢巻き、腕章の類をする等の示威的行為をしないこと。
エ 飲食又は喫煙をしないこと。
オ 他人の迷惑となる行為をしないこと。
カ その他、委員会の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為はしないこと。
（６）傍聴人は、委員会で非公開とする議題があったときは、座長の指示により速やかに退場しなければならない。
（７）傍聴人は、委員会の傍聴に当たっては、委員長及び事務局の指示に従わなければならない。
（８）委員長は、傍聴人が上記に違反したときは、これを退場させることができる。

【取材等について】

〇委員会は別添② 次第の「５ 議事（２）」まで公開にて行います。ただし、カメラ撮りは別添② 次第の「３ 委員紹介」までとさせていただきます。
〇委員会終了後、17 時頃より報道関係者を対象に、議事概要を説明させていただきます。
〇傍聴を希望される方は、別添⑤申込用紙に記載の上、**７月４日 12:00 まで**にメールまたは FAX にてお申し込みください。
〇報道向けとして現地（ダム施工現場）のカメラ風景撮りを希望される方は、成瀬ダム右岸展望広場または上流展望台からの撮影が可能です。（場所は別添⑥位置図参照）

別添⑤

令和7年度　成瀬ダム建設事業マネジメント委員会　傍聴申込書

返信先　国土交通省　東北地方整備局　成瀬ダム工事事務所　工務課　宛て
FAX番号　0182－23－6369
メール　thr-narusedam01@mlit.go.jp

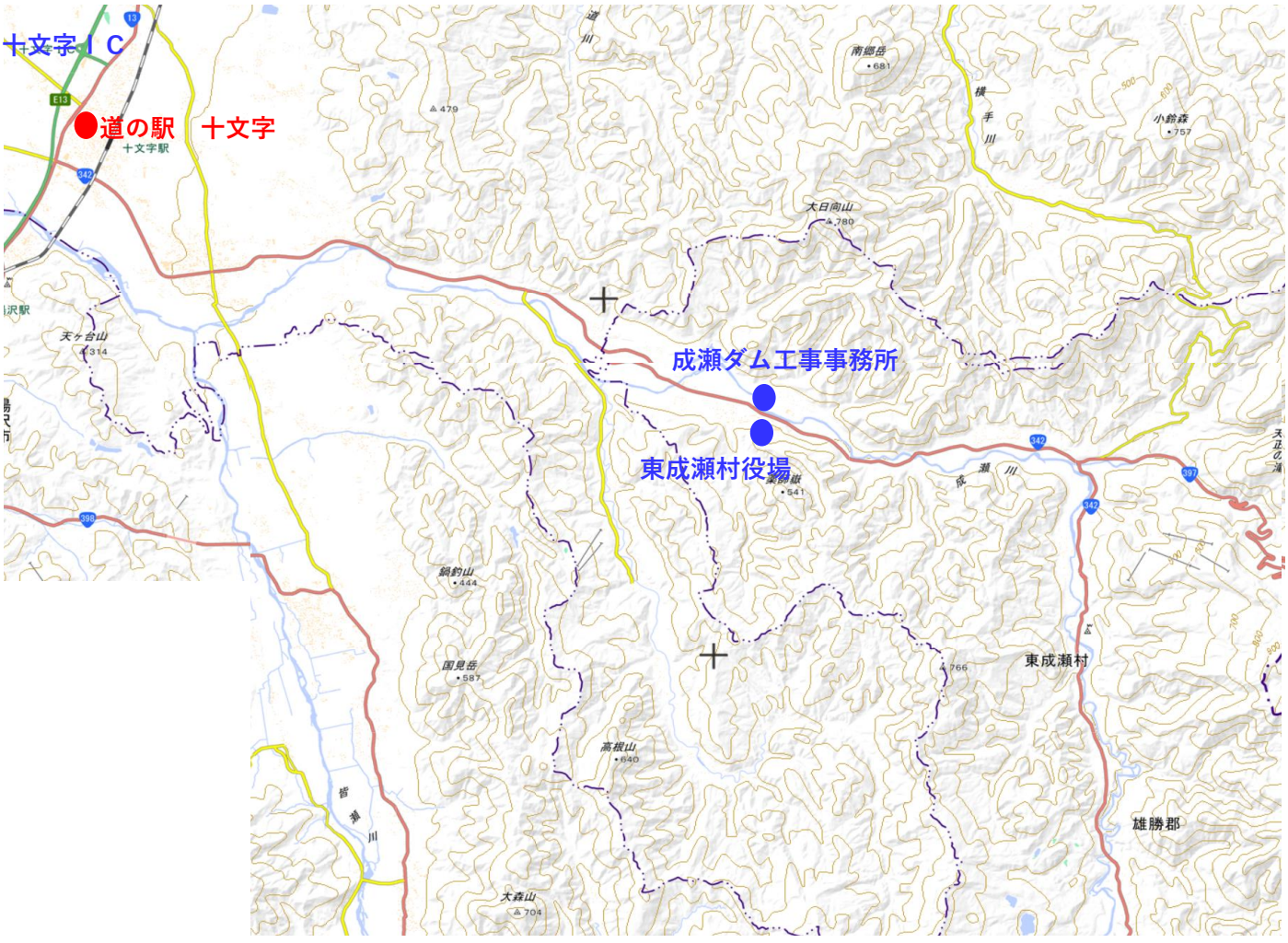
ふりがな ※必須	
お名前 ※必須	
ご所属(会社名) ※必須	
ご連絡先(TEL) ※必須	
ご連絡先(メールアドレス) ※任意	

傍聴を希望される方は上記の申込事項に記載の上、7月4日12:00までにメールまたはFAXにてお申し込みください。
希望者多数の際は人数制限をお願いする場合があります。

別添⑥

成瀬ダム展望台　位置図

道の駅十文字より　一関方面へ車で約６０分





出典：地理院地図に展望台位置等を追記して掲載